

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イー③ 売上高減少）に基づく認定について（通常）

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式イー③で認定申請できるのは、次に該当する方です。

・1つ以上の指定業種に属する事業（主たる事業※）ではなくてもよい）を営んでいる中小企業者

※主たる事業：原則として、最近1年間で最も売上高が大きい事業

❖確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の細分類で確認

⇒(参考)総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

❖確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)

⇒(参考)中小企業庁ホームページ [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

### [認定要件]

次の①～③のすべての要件を満たすこと

①大阪市内に事業所（注1）を有すること。

②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。（❖確認手順②参照）

③企業全体の最近3か月間（注2）の売上高が前年同期比で5%以上減少していること、また、その5%以上の売上高減少が、指定業種の売上高減少によるものであること。（下記算式による）

(1) 前年の企業全体の売上高に対する、申請にかかる指定業種に属する事業の売上高の減少額の割合

$$(B - A) \div D \times 100 \geq 5.0\%$$

(2) 企業全体の売上高の減少率

$$(D - C) \div D \times 100 \geq 5.0\%$$

A：申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高

C：Aの期間の企業全体の売上高

D：Aの期間に対応する前年の3か月間の企業全体の売上高

(注1) 法人の場合：登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

個人事業主の場合：事業実態のある事業所が大阪市内にあること

(注2) 最近3か月間：申請日の属する月の直前の3か月間を対象期間とします。

例) 8月に申請する場合は、5・6・7月（ただし、7月が未集計の場合のみ、4・5・6月でも可）

### [認定申請時の提出書類]

提出書類	説明
認定申請書 認定申請書（控） 月別売上表（計算書）	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenvaku/page/0000503431.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenvaku/page/0000503431.html</a>
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」 「企業名」「代表者名」が確認できるもの ○法人の場合：履歴事項全部証明書（写）（3か月以内のもの） ○個人の場合：確定申告書【第一表】（直近のもので、税務署受付日が確認できるもの）
許認可証等(写)	許認可等を必要とする業種を営んでいる場合、必ず提出してください。
営んでいる事業が全て指定業種に属することを確認できる書類（パンフレット等）	取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容を確認できる書類（履歴事項全部証明書や許認可証とは別途でご用意ください。）
返信用レターパック	認定書送付先を記載しておいてください。

【次ページも確認してください】

[ 提出書類以外で持ってきていただくもの ]

- ・決算書、確定申告書、試算表、売上台帳など、最近1年間や各月の売上高等を確認できる書類  
窓口申請時のヒアリングで必要に応じて確認させていただきます

[ その他 ]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・即日交付はしておりません。認定書は後日送付させていただきます。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

[お問い合わせ先・受付窓口]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 (電話：06-6264-9844)

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階